

第6回合併協議会が開催されました。

5月31日、第6回協議会が開催され、前回の協議会で提案された事務事業のすり合わせ調整案「協議会で協議し、承認を受けるもの37項目」「協議会に報告し、承認を受けるもの31項目」合計68項目が協議、承認されました。

また、次回の協議会に向けて、合計613項目の調整案が提案されました。

今回、承認されました「協議会で協議し承認を受けるもの37項目」につきまして、その内容を要約してお知らせします。
*詳細につきましては、合併協議会事務局で閲覧できます。

総務関係

1	市町村民憲章	4市町村の憲章の内容に違いがあります。合併後、新市の市民として新たに討議し制定します。												
2	都市宣言	4市町村の都市宣言の内容に違いがあります。合併後、新市において制定します。現在の4市町村のすべての宣言を引き継ぐことを基本としますが、時代の要請と照らし合わせて見直しも行います。												
3	夜間窓口	白田町・浅科村・望月町が実施していますが、実施方法に違いがあります。合併時、市役所及び各支所において統一して実施します。 <実施日・時間> 土曜、日曜、祝祭日、年末年始休業を除く毎日 午後6時30分まで <業務内容> 住民票・戸籍・印鑑・税務の各諸証明(職員の勤務時間は時差出勤対応)												
4	情報公開制度	4市町村間で請求対象者、実施機関、開示対象とする公文書の作成時期について違いがあります。合併時、内容を統一して実施します。												
5	個人情報保護制度	4市町村とも同様に実施しています。合併時、新市において実施します。												
6	ISO 9001	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 《ISO 9001》サービスの品質をシステムとして保証する国際規格。 平成11年3月、日本の行政機関として初めて佐久市が取得しました。												
7	フォトニュース発行	佐久市が発行しています。合併時、新市において発行します。 年4回、市政の主な出来事を写真等で紹介します。												
8	子ども議会	佐久市・浅科村・望月町が実施しています。合併時、新市において実施します。 小中学生に議会の仕組み、運営方法を実際に体験し、理解してもらうとともに、子どもならではの発想等に基づいた市づくりのための意見や要望を、市政推進に役立てることを目的とします。												
9	市民フォーラム掲示板管理	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 市ホームページに掲示板を開設し、市政一般に関する意見、要望等を市政推進に役立てます。												
10	表彰事務(市町村政功労・市町村長表彰・感謝状等)	4市町村とも実施していますが、表彰の種類・方法・対象者等に違いがあります。合併後、新市において表彰基準を制定します。												
11	名誉市町村民	佐久市・白田町・浅科村が実施しています。合併後、新市において実施します。												
12	市町村議・市町村長選挙の管理執行	法令に基づき4市町村とも実施していますが、佐久市・白田町・望月町が選挙公報を発行しています。合併時、新市において選挙公報を発行し、実施します。												
13	公共施設(公会場等)事業補助金	4市町村とも実施していますが、補助率等に違いがあります。合併時、制度を統一して実施します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公会場本体の新築または公会場建物購入経費</td> <td>3分の1以内</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td>公共的施設の設置及び改修に要する経費</td> <td>4分の1以内</td> <td>2,500千円</td> </tr> <tr> <td>公会場又は公共的施設の敷地の購入に要する経費</td> <td>5分の4以内</td> <td>10,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*いずれも事業費が8万円に満たない場合は非補助</p>	補助対象経費	補助率	補助限度額	公会場本体の新築または公会場建物購入経費	3分の1以内	8,000千円	公共的施設の設置及び改修に要する経費	4分の1以内	2,500千円	公会場又は公共的施設の敷地の購入に要する経費	5分の4以内	10,000千円
補助対象経費	補助率	補助限度額												
公会場本体の新築または公会場建物購入経費	3分の1以内	8,000千円												
公共的施設の設置及び改修に要する経費	4分の1以内	2,500千円												
公会場又は公共的施設の敷地の購入に要する経費	5分の4以内	10,000千円												
14	情報公開・個人情報保護審議会	4市町村とも実施していますが、白田町・浅科村・望月町は、情報公開と個人情報保護の審議会(審査会)を別々に設置しています。委員の任期は、佐久市は3年、白田町・浅科村・望月町は2年と違いがあります。合併時、情報公開と個人情報保護について1つの審議会として設置します。委員数は5名、任期は3年とします。												
15	総合計画	合併後、新市において新市建設計画を踏まえ、速やかに策定します。												
16	実施計画	合併後、新市において新市建設計画と総合計画を踏まえ、速やかに策定します。												
17	辺地総合整備計画	合併後、新市において策定します。												
18	千曲川高原リゾート構想	4市町村とも実施しています。合併時、現行どおりとします。												
19	土地利用計画の総合調整	合併後、新市において策定される総合計画、基本構想に則して、新たに策定します。												
20	四年制大学誘致	佐久市が実施しています。合併時、新市建設計画を踏まえて、佐久地域への四年制大学の誘致を行います。												
21	長野陸運支局佐久自動車検査登録事務所設置促進期成同盟会負担金	佐久市が加入しています。合併後、新市において加入します。												
22	総合計画審議会	4市町村とも設置していますが、委員の数、構成に違いがあります。合併後、新市において設置します。												
23	中部西関東市町村地域連携軸協議会	佐久市・白田町が加入しています。合併後、新市において加入します。												
24	御牧原台地総合開発促進協議会	浅科村・望月町が加入しています。合併後、新市において加入します。												
25	佐久広域連合	4市町村とも加入しています。合併時、新市として加入します。												
26	土地開発公社	佐久市・白田町・浅科村で設立されていますが、法律により新市において統合する必要があります。白田町・浅科村の各土地開発公社を解散するとともに、佐久市土地開発公社を定款変更により新市の土地開発公社とします。												